

ししかがや


『広報ししかがや季刊版』は4月・7月・10月・1月の15日に発行。
季刊版のほか『お知らせ版』(毎月1日)を発行しています



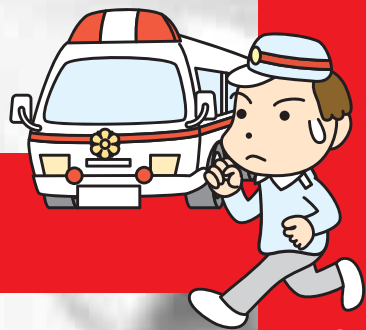
梅林公園・・・白加賀(ししかが)、梅郷(ばいどう)などの梅約250本のほか、梅の見本園として34種類67本の梅が植えられている。

歩みついで半世紀 30年間の歴史

越谷市制  周年
KOSHIGAYA

特集 救急医療の適正な利用にご協力を!	2~9
 みんなでつくろう! 自治基本条例	10~15
<まちは楽しい宝島> 越谷産を食卓に 農産物直売所 ~グリーン・マルシェ誕生~	16
ときめき★インタビュー 漫画家・イラストレーター よしづきくみちさん	17
《イベントガイド》 サンシティ、科学技術体験センター、児童館コスモス・ヒマワリ	18~23
老人福祉センターけやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・越谷市民プール	

『生涯学習メニューTRY(トライ)』が折り込まれています



特集

救急医療の適正な

利用にぜひ協力を！

急に病気になったり、ケガをしたとき、皆さんはどうしますか？

重症と思われるときは、迷わず救急車、救急外来の利用をお勧めします。しかし近年、「24時間開いているから」「早く診てもらえるから」という理由で救急医療を利用する方がいます。

平成19年に市内で救急車によって搬送された方のうち、57パーセントの方は「軽症」と診断されました。

皆さんの命を守る救急医療体制を維持し、本来に救急医療を必要とする方が必要なときに利用できるよう、適正な救急医療の利用方法を考えましょう。



目次

- 救急車、呼ぶその前に…………… P 3
- もしものとき、どうすればいい？…………… P 4～5
- 越谷市の救急医療体制…………… P 6
- 市立病院の救急医療体制と救急外来のご案内…………… P 7
- 日曜日に診療を行っている医療機関一覧…………… P 8～9

救急車、呼ぶその前に…

救急車の出動の現状を見ながら、救急車の適正な利用方法をもう一度考えてみましょう。

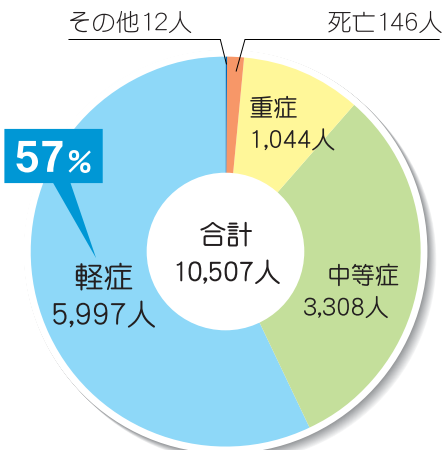
問合せ 消防本部警防課 ☎974110104

救急車出動の現状は…

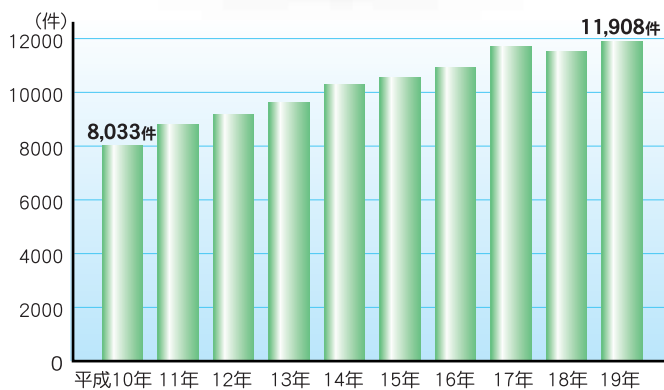
市内の救急出動件数は年々増え続けています。現在では年間1万件を超え(グラフ1)、1日平均32件、45分間に1件の割合で出動していることになりました。救急車を呼ぶ理由を見ると、「急病」で救急車を呼ぶ件数が圧倒的に多

く、全出動件数の59パーセントを占めています。しかし、実際に搬送された傷病者のうち、57パーセントの方は「軽症」との診断を受けました(グラフ2)。

市では救急需要に 대응するため、高度な救急救命処置を施せる救急救命士の養成に努め、平成20年10月からは救急車を1台増やし、常時7台の救急車の出動体制へと強化を図っています。



【グラフ2】平成19年に搬送された方の診断結果



【グラフ1】救急車の出動件数の推移

救急車の適正な利用を！

救急車は、事故や災害等により負傷した人、病気で生命に危険を及ぼしている人やその症状が悪化する恐れがある人で、病院等に搬送する適当な手段がない場合に、出動することを想定しています。傷病者の症状等から見て緊急を要しない場合や、自家用車等を利用できる場合、身近にいる人の助けで病院等へ行くことができる場合に

は、119番通報する前に救急車の利用が必要か、もう一度お考えください。全ての救急車が出動してしまつと、救急車が迅速に現場へ到着することが難しくなり、救える命を救うことができなくなる可能性があります。尊い命を救うため、ぜひとも救急車の適正な利用にご協力ください。

もしものとき、どうすればいい?

もしも夜間や休日に病気になったり、けがを
してしまったらどうすればよいのでしょうか?
緊急を要するときは救急医療の利用が必要で
すが、それ以外にもさまざまな受診の方法があ
ります。

まずはかかりつけ医に相談を!



越谷市医師会
市川 純二 会長

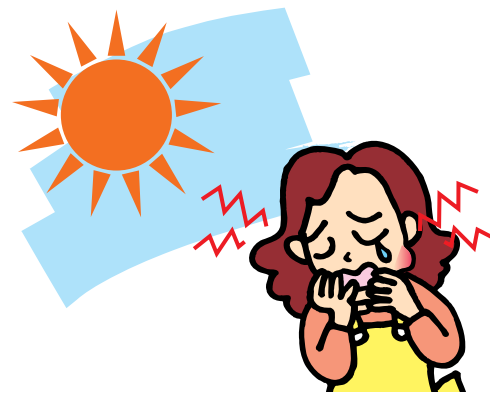
かかりつけ医とは、あ
なたやご家族の普段の健
康管理をしてくれる身近
な医師のことで、日頃の
診察のほかにも健康相談
や指導も含め、いろいろ
な問題について気軽に相
談できる医師です。いつ
もあなたが信頼してかか
っているお医者さんが、
あなたの「かかりつけ医」
です。

かかりつけ医
普段からかかりつけ医
に相談していれば、いざ
というときに適切な診療
を受けられます。また、
必要に応じて高度医療を
担う大病院の専門医に紹
介をいたします。

の連携を病診連携と呼ん
でいます。なお、「かかり
つけ医」というのは、一人
の医師だけでなく、それ
ぞれの人のライフ・ステ
ージに応じて異なった専
門分野の医師が対応する
ことにもなりますが、い
れにしても、すぐに相談
のできる身近なかかりつ
け医を持つことは大事な
ことです。

かかりつけ医が不在の場合...

祝日や年末年始、日曜日などの
昼間に診療を受けたいとき



日曜日以外の祝日や年末年始など
に急病になったときや、歯が痛くな
ったときには、休日当番医が診療を
行っています。休日当番医は休日ご
とに交替で診療にあたります。休日
当番医の情報は、広報こしがやお知
らせ版(8面)に掲載しているほか、
市ホームページでもご覧になれま
す。

夜間にお子さんが急病になったとき



小児夜間急患診療所

夜間にお子さんが急病になったと
きは、小児夜間急患診療所をご利用
ください。

お子さんの急病に対応するため、年
間(365日)を通して小児科専門医
による診療を行います。

〈診療時間〉	午後8時～11時
〈受付時間〉	午後7時30分～10時30分
〈診療科目〉	小児科(急患に対応)
〈診療日〉	通年(365日)診療
〈所在地〉	神明町2の60の1
〈問合せ〉	☎96011100 (午後7時30分～11時)

電話で調べる・相談する



緊急に診療してくれる
医療機関を探したいとき

○埼玉県救急医療情報センターの救急医療
情報県民案内 ☎048-824-4199(よい救急)
緊急に診療できるお近くの医療機関(歯科を除く)
の所在地、電話番号、診療科目などを24時間体制で情
報提供しています。メモの用意をしてお問い合わせ
ください。

○お子さんの急病について相談したいとき

○埼玉県小児救急電話相談 ☎#8000
子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での
対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で
相談に応じます(診断・治療は行いません)。県内ど
こからでも電話で「#8000」をプッシュすることで相
談窓口につながります。
*IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線等をご利用の方は
下記の番号におかけください

☎048-833-7922
〈相談時間〉
月曜～土曜日…午後7時～11時
日曜日、祝日、年末年始…午前9時～午後11時



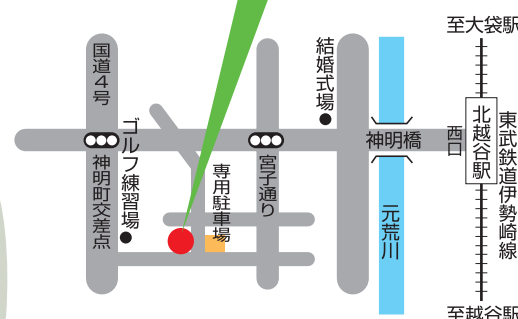
緊急を要するときは迷わず119番通報をしてください。
生命に危険を及ぼして一刻を争
う場合や救出・救護、病院等への搬
送を必要とする場合もたくさんあ
ります。そんなときは迷わず11
9番通報をしてください。

救急車が来る前にできること
119番で救急車を呼んだとき、受
けた消防職員から応急手当を行うよう
求められたら、積極的にいきましょう。
特に、倒れている人に意識がない場
合、周囲の人々に協力を求め、自動体外
式除細動器(AED)の手配や倒れた人
の气道確保、呼吸の確認、更に胸骨圧迫
(心臓マッサージ)、人工呼吸、AEDを
使うことが命を救うこととなります。
市内の主な公共施設にはAEDが設
置されています。使い方は、電源を入
れると音声メッセージと点滅するラン
プで実施すべきことを指示してくれま
す。落ち着いて指示に従ってください。

インターネットで調べるときは



小児夜間急患診療所



○埼玉県医療機能情報提供システム

<http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/>
医療施設の適切な選択を支援するために、医療および薬
局機能情報を提供するシステムです。県内の医療機関、薬局
を検索することができます。

○「こどもの救急・おかあさんのための救急&予防サイト」

<http://kodomo-qq.jp/> (携帯電話は <http://qqm.jp/>)
お子さんが夜間や休日などの診療時間外に具合が
悪くなったとき、症状をホームページ上でチェック
でき、病院に行くか行かないかの目安を提供してい
ます。

○埼玉県立小児医療センター「とっさの家庭看護」ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A80/BA03/10kenkou/kateikango.html>
お子さんに急な発熱やけいれん等の症状があるときの受診
のタイミングや対処方法を掲載しています。

救急医療の適正な利用にご協力を!

市立病院の救急医療体制

- 内科
- 外科
- 小児科
- 脳神経外科
- 産婦人科
- 連合(※)

以上の合計6科で救急医療体制を組んでいます
(脳神経外科の月曜日は除く)。

※連合……整形外科、耳鼻科、泌尿器科、皮膚科のうち1科が当直



市立病院の救急医療体制と救急外来のご案内

救急外来を受診する際には…

必ず受診の前に電話連絡をお願いします。

市立病院：☎965-2221 (代表)

(代表番号をダイヤル後、「救急外来」へつなぐよう伝えてください)

事前に電話をいただければ、緊急性などを判断して対応することができます。

お子さんの急な発熱などのときには、ご家庭での対処法などを助言します。

なお、担当医が緊急の手術や重症患者の治療中などで救急外来での診察ができない場合には、ほかの医療機関を紹介することがあります。

電話では次のことを伝えてください。

- ・名前、住所
- ・年齢(生年月日)、性別
- ・診察券の番号(お持ちの方)
- ・症状

【持ち物】

- ・健康保険証等(コピーは不可)
- ・診察カード(お持ちの方)
- ・紹介状(他の医療機関から紹介の場合)
- ・現在服薬中の薬がある方はその薬



救急外来受診の注意点

・原則、来院された順に診察しますが、患者様の症状により順番が変わる場合があります。救急外来はあくまでも急に状態が悪くなった患者様を対象としています。重症の患者様を優先しますので、比較的軽微な患者様には状況によって長い時間お待ちいただくことがあります。

・救急外来では当番医が診察していますので、専門的な検査や治療に対応できない場合があります。専門的な医師による検査や診察をご希望される方は、平日の外来診察時間内の受診をおすすめします。

・診察時間や健康診断など救急診療に関連のない事項については、平日昼間にお問い合わせください。

市立病院は、第二次救急医療を行う救急病院として、重症患者を診るための病院に位置づけられています。

市立病院の役割は、いわゆる第二次救急医療。つまり主に初期救急医療機関からの紹介や救急車で搬送される、入院治療を要するような重症の患者への対応です。しかし、全国的な問題である軽症患者の救急車利用の増加に加え、越



市立病院 救急科部長
角田 朗

谷市では小児以外の初期救急医療システムが夜間や休日には十分とは言えないため、当直医は初期救急医療にも相当な労力を割かれ、重症の入院患者の対応にも支障がでかねない状況になっています。二次救急病院本来の役割が果たせるよう、スタッフ一同がんばっていきたくと考えておりますので、市民の皆さん、医師会等関係の皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

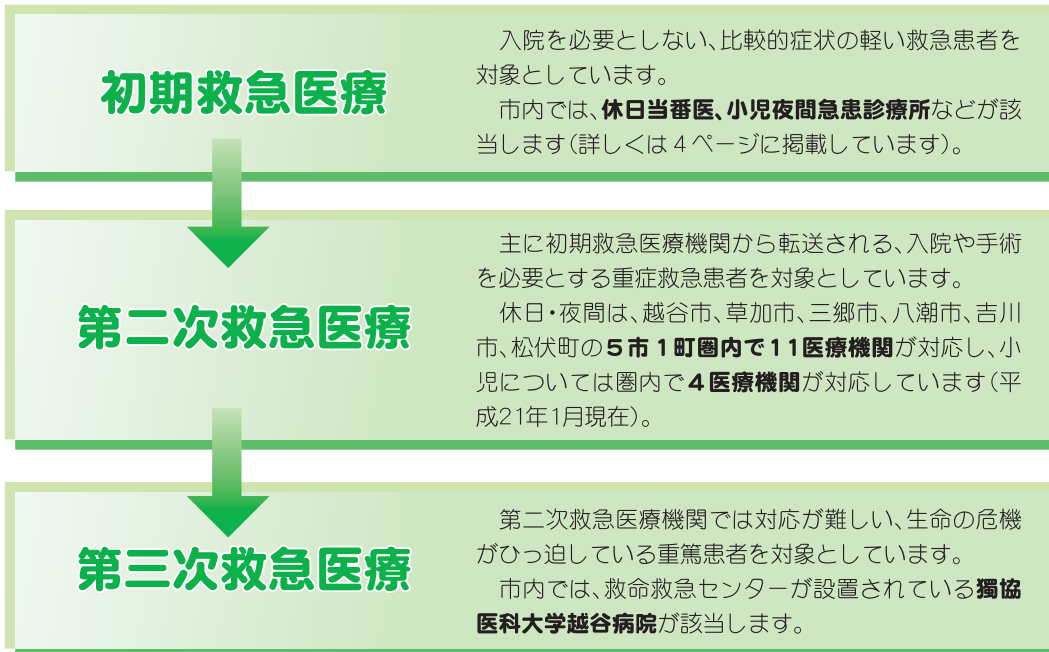
市内の救急病院・救急診療所

救急病院・救急診療所とは、救急車により搬送される傷病者に対して医療を行う病院や診療所のことです。

医療機関からの申し出に基づき、一定の要件を満たす場合に知事が認定し、救急病院・救急診療所として告示しています。認定の期間は3年間です。

平成21年1月現在、市内では右表の医療機関が該当します。

病院名	所在地	電話番号
越谷市立病院	東越谷10-47-1	965-2221
越谷誠和病院	谷中町4-25-5	966-2711
越谷北病院	千間台西2-4-6	979-2000
獨協医科大学越谷病院	南越谷2-1-50	965-1111
慶和病院	千間台西2-12-8	978-0033
埼玉東部循環器病院	大沢3187-1	960-7100
越谷ハートフルクリニック	川柳町3-50-1	989-8020



増える救急病院での受診
入院や手術の必要のない症状であるにもかかわらず、高度医療を行う救急病院(第二次・第三次救急医療)を受診する人が増えています。「大丈夫そうだけど念のため」「この病院へ行けばいいのかわからないので」という理由で救急病院を受診していませんか。高度医療を行う救急病院は、重症の患者さんのための

病気がなと思ったら
休日や夜間の救急医療は、あくまでも緊急事態に備えるためのものです。そのため、医療スタッフ、検査機器が限られた体制で運営されています。緊急の場合を除き、体制が整っている通常の診療時間内に受診しましょう。

病院です。軽微な患者さんが受診すると、重症の患者さんへの対応を遅らせる結果となってしまう。

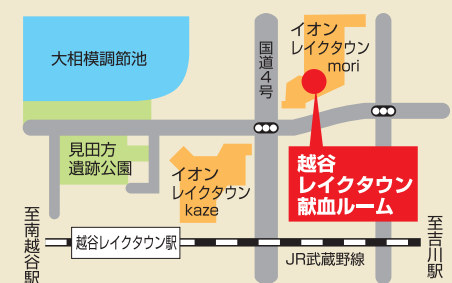
市内の救急医療体制は、初期救急医療から第二次救急医療まで、3段階に分けられており、症状に応じた対応ができるようになっていきます。

問合せ 保健センター ☎978-3511

医療を支える献血 越谷レイクタウン献血ルーム

平成20年9月26日から、サンシティ内にあった献血ルームはイオンレイクタウンに移転しました。医療を支える献血にご協力ください。

- 受付時間(200ml、400ml献血) / 10:00~13:00・14:00~17:30 (成分献血) / 10:00~12:30・14:00~16:30
- 休業日 / 年末年始(臨時開設があります)
- 所在地 / 越谷市東町2-8 イオンレイクタウンmori 1階
JR武蔵野線「越谷レイクタウン駅」から徒歩10分
- 駐車場 / イオンレイクタウン駐車場をご利用ください
- 問合せ / ☎0120-137-379



救急医療の適正な利用にご協力を!

*事前に医療機関へ電話連絡のうえ、受診してください(平日の診療科目と異なる場合があります)

地区	医療機関名	電話番号	所在地	受付時間	診療科目	備考
出羽	越谷市小児夜間急患診療所	960-1100 (19:30~23:00)	神明町 2-60-1	19:30 ~ 22:30	小	毎日診療(365日)
	ピアシティ坂井歯科	985-4600	七左町 2-144 ピアシティ南越谷 2F	10:00 ~ 13:00 15:00 ~ 18:00	歯・小歯	
蒲生	トミタ診療所	985-5828	蒲生西町 2-17-9	9:00 ~ 11:45 14:00 ~ 16:45	小・内・皮・ア	
	南越谷病院	987-2811	南越谷 1-4-63	8:30 ~ 11:30 13:00 ~ 15:30	整・皮・内 リハ	
	赤坂ティアラクリニック 越谷院	0120- 757-778	南越谷 1-12-11 イーストサンビル 3F	10:00 ~ 19:00	美・形・皮	完全予約制
	アサヒデンタルクリニック	987-6405	蒲生旭町 1-52	10:30 ~ 12:30	歯・小歯	
	市川歯科医院	987-2698	南越谷 1-16-5 エムビル 1F	9:30 ~ 13:00 14:00 ~ 17:00	歯・小歯・矯歯 歯口	
南越谷	南越谷ツルヤ歯科医院	963-8865	南越谷 1-27-5 ラフォレドール 1F	10:00 ~ 12:45 14:00 ~ 16:45	歯・小歯	
	秋山小児科医院	988-9939	南越谷 4-12-23	8:30 ~ 11:30 14:00 ~ 16:00	小・ア(小児のみ)	
	南越谷健身会クリニック	990-0777	七左町 1-304-1	8:45 ~ 12:30	内	
	十全病院	964-7377	赤山町 5-10-18	8:30 ~ 12:00	内・外・整	当日担当医の専門外については応急処置、他医紹介等になります
大相模	歯科クリニック三好	987-8588	南越谷 4-5-2 文化エステートビル 2F	9:30 ~ 12:00	小歯・矯歯・歯	専門は小児歯科
	レイクタウン眼科	988-7245	東町 2-8 イオンレイクタウン mori 1F	10:00 ~ 12:30 14:00 ~ 18:30	眼	
	越谷レイクタウン内科	967-5012	東町 2-8 イオンレイクタウン mori 1F	10:00 ~ 14:00	内・糖内	
	おだやライフ内科 クリニック	990-3235	東町 2-8 イオンレイクタウン mori 2F	10:00 ~ 13:00 14:30 ~ 19:00	内・循・呼 糖内	
	パール歯科医院	967-5304	東町 2-8 イオンレイクタウン mori 1F	10:00 ~ 13:00 14:30 ~ 20:00	歯・小歯・矯歯 歯口	
	レイクタウン デンタルケアクリニック	990-3282	東町 2-8 イオンレイクタウン mori 2F	10:00 ~ 12:30 14:30 ~ 18:30	歯・矯歯	
北越谷	レイクタウン デンタルクリニック	990-3377	東町 4-21-1 イオンレイクタウン kaze 2F	10:00 ~ 19:30	歯・小歯・矯歯	
	青木産婦人科耳鼻咽喉科 心療内科	971-4933	北越谷 2-19-5	8:45 ~ 11:30 14:45 ~ 17:30	耳	
	北越谷中央歯科	971-3848	北越谷 2-40-19 イトワールシャトー 1F	10:00 ~ 12:30	歯・小歯・歯口 矯歯	
越ヶ谷	デンタルクリニック ホワイトハート	970-1212	北越谷 3-1-8 アヴァンセ北越谷 1F	10:00 ~ 13:00 14:00 ~ 16:30	歯・小歯・歯口 矯歯	
	越谷ふれあいクリニック	960-5380	赤山本町 10-16 モンテージュ 1F	9:00 ~ 13:00	小外・外・小 内	
	新林眼科	966-7946	越ヶ谷 1-15-1 池松ビル 2F	11:00 ~ 13:30 15:00 ~ 17:30	眼	
	さくら眼科	966-8303	弥生町 14-20 木田ビル 3F	10:00 ~ 12:30 14:00 ~ 18:00	眼	
	やまざき矯正歯科 クリニック	967-4618	赤山本町 8-5 山六ビル 1F	10:00 ~ 13:00 14:30 ~ 17:30	矯歯	月2回診療
	あらかぎ歯科医院	0120- 241-876	越ヶ谷 1-16-6 イトーヨーカ堂越ヶ谷店 4F	10:00 ~ 20:00	歯・小歯	
	コシガヤデンタル クリニック	962-9141	越ヶ谷 1-16-9	10:00 ~ 12:30 15:00 ~ 17:30	歯・小歯	
	オギハラ歯科医院	967-0648	越ヶ谷 2-2-34	9:30 ~ 12:30	歯・小歯	
	川村矯正歯科	964-2818	弥生町 2-12 高三ビル 2F	10:00 ~ 12:30 14:30 ~ 18:00	矯歯	隔週のため、要予約

平成20年12月1日現在

日曜日に診療を行っている医療機関一覧

日曜日、急に病気になったり歯が痛くなったりしたとき、救急医療でなくても診療を行っている医療機関が市内には数多くあります。
いざというときのためにぜひご活用ください。

*土曜日については多くの医療機関で診療を行っていますので、直接各医療機関にお問い合わせください



●診療科目の略称

内……………内科	外……………外科	小……………小児科	小外……………小児外科	整……………整形外科
形……………形成外科	胃……………胃腸科	耳……………耳鼻咽喉科	神内……………神経内科	皮……………皮膚科
脳……………脳神経外科	婦……………婦人科	ア……………アレルギー科	肛……………肛門科	リハ……………リハビリテーション科
糖内……………糖尿病内科	呼……………呼吸器科	循……………循環器科	眼……………眼科	美……………美容外科
歯……………一般歯科	小歯……………小児歯科	矯歯……………矯正歯科	歯口……………歯科口腔外科	

地区	医療機関名	電話番号	所在地	受付時間	診療科目	備考
桜井	大泊クリニック	978-6323	大泊 793-5	10:00 ~ 12:00	内・小	
	遠藤クリニック	978-1781	千間台東 1-9-1	9:00 ~ 13:00	内・小・リハ	
	一番ヶ瀬医院	976-8111	平方 1973-1	9:00 ~ 12:00 15:00 ~ 18:00	小	
	高橋歯科医院	976-1611	下間久里 1021-4	※備考参照	歯	希望する方、事前予約により午前のみ診療可
	藤田矯正歯科	970-1184	千間台東 1-10-1 せんげん台パークプラザ 3F	10:00 ~ 12:20 15:00 ~ 17:50	矯歯	隔週のため、要予約
	しまむら歯科クリニック	979-3000	平方 2856-1	9:30 ~ 13:00	歯・小歯	
新方	新世紀脳神経外科	971-3366	船渡 117-1	8:30 ~ 12:00	脳・神内	
	産婦人科峯クリニック	974-0051	弥栄町 4-1-137	14:00 ~ 17:00	婦	
	なかの歯科クリニック	978-4182	弥十郎 517-1	10:00 ~ 13:00	歯	
増林	市川胃腸科外科病院	965-7100	東越谷 7-3-2	9:00 ~ 12:30	内・胃・外・肛	
	フレンド歯科	969-6162	増森 1730-2	9:30 ~ 12:40	歯・小歯・歯口 矯歯	
	あい歯科クリニック	965-5216	花田 5-10-21	9:00 ~ 12:00	歯・小歯・歯口	
	ひらた小児・矯正歯科	969-6480	東越谷 6-73-2-2F	10:00 ~ 12:30	小歯・矯歯・歯	要予約
	駅ビル医院「せんげん台」	978-1113	千間台西 1-67 駅ビル 5F	9:00 ~ 13:00	内・皮	第3日曜は休診
	山口整形外科・内科 クリニック	977-0123	袋山 1361-8	9:00 ~ 12:00	整・リハ・内	第2日曜は休診
大袋	大袋医院	977-1234	袋山 2045-1	9:00 ~ 12:30	内・小	
	しもかわクリニック	970-7770	袋山 2048-1	8:30 ~ 12:00	内・小・皮	第2・4日曜は休診
	くま歯科医院	971-4618	千間台西 2-16-2 カレントホームズ 1F	10:00 ~ 13:10 15:30 ~ 17:20	歯・小歯・歯口 矯歯	
	アップル歯科	978-8181	千間台西 3-2-12 サティせんげん台店 2F	10:00 ~ 12:00 14:30 ~ 17:00	歯・小歯	
	森田歯科医院	970-1717	千間台西 5-2-1	10:00 ~ 13:00	歯・小歯・歯口 矯歯	第2・4日曜は休診
	林歯科医院	977-4668	千間台西 5-26-12	8:30 ~ 11:00 13:30 ~ 18:00	歯・小歯・矯歯	
	ふたば歯科医院	971-4182	袋山 1211 バストラルビル 1F	9:30 ~ 13:30 15:30 ~ 18:00	歯・小歯・矯歯 歯口	
	第二親和歯科医院	971-4021	袋山 1447-5 サンリット大袋 1F	9:30 ~ 12:00 14:00 ~ 19:00	歯・小歯・矯歯	
	わたなべ歯科	973-3380	袋山2045-1 光ビル 2F	9:30 ~ 14:00	歯・小歯・歯口 矯歯	
	荻島	チェリー歯科クリニック	975-9222	南荻島112-3 中村ビル 1F	9:50 ~ 12:30	歯・小歯・矯歯 歯口

みんなのでつくろう！自治基本条例

越谷市自治基本条例審議会において 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

市では、自治のあり方の基本的事項を定める自治基本条例制定のため、昨年4月から越谷市自治基本条例審議会を設置しました。審議会では、条例について白紙の状態から検討し、このほど「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました。今号では、素案の内容についてお知らせし、ご意見を募集します。

問合せ 企画課 ☎ 963119112

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案 (11ページから紹介)へのご意見を募集します

審議会では、条例の内容を検討する部会や審議会の進め方に関する会議など、71回の会議が開催されています。これまでの懇談会などでお寄せいただいたご意見を踏まえ「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

考えを聴かせてくださいね！



《送付方法》
2月15日(日)(必着)までに、メールまたはファクス・郵送などで企画課へお送りいただくか、情報公開センター(本庁舎1階)・男女共同参画支援センター・地区センターに備え付けの見箱へ(様式は自由)。なお、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。
《送付先》
企画課 (☎) 343 118501 越ヶ谷4の2の1) FAX 965118028、メール 10021100@city.koshigayasa.tama.jp

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

素案では、住みよい自治のまちを実現するため、「自治の推進」(まちづくりのルール)と「豊かな地域環境の創造」(まちのあるべき姿)について明確にしています。

総論	
前文 越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等	
第1章 総則 第1条 条例の目的 第2条 最高規範としての条例の位置づけ 第3条 主な用語の定義	
第2章 自治の基本理念と基本原則 第4条 自治の基本理念 第5条 参加の原則 第6条 協働の原則 第7条 情報共有の原則	
各論 (自治の推進と豊かな地域環境の創造)	
第3章 豊かな地域環境の創造 第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念 第9条 協働による豊かな地域環境の創造	
第4章 市民・コミュニティ組織 第10条 市民の権利 第11条 市民の責務 第12条 地域コミュニティ組織と市民活動団体	第5章 議会・行政 第13条 議会の役割と責務 第14条 議員の責務 第15条 市長の責務 第16条 市職員の責務 第17条 公益通報 第18条 行政運営の原則 第19条 財政運営 第20条 組織 第21条 危機管理
第6章 参加と協働 第22条 行政評価 第23条 市民の行政への参加 第24条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働 第25条 市民の活動支援 第26条 意見公募手続 第27条 住民投票	
補則	
第7章 条例の実効性の確保 第28条 推進会議の設置等 第29条 条例の改正手続	

このページでは条例の構造図をお知らせします!



大きく7章に分かれて、全部で29条



「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案へのご意見ありがとうございました

平成20年8月下旬～10月上旬に各地区センターでの地区懇談会および自治会連合会、NPOなど各種団体(177団体)との懇談会が25回行われ、540人の参加がありました。地区や各種団体との懇談会では427件のご意見・ご質問と220件のアンケートの回答をいただき、同時期に行った意見公募手続(パブリックコメント)では、4人の方から10件のご意見をいただきました。その中から主なご意見をご紹介します。

ご意見等

- 自治基本条例を、越谷市らしく、特徴あるものにしてほしい。越谷市の自治基本条例の目玉を考えてほしい。
- 条例の実効性を確保してほしい。
- 市民にとってわかりやすい条例にしてほしい。
- 市民の「健康」に関する項目が欠けている。「安心・安全」だけでなく、「安心・安全・健康」としてほしい。
- 自然環境の保全や福祉、教育、文化など、将来のまちづくりにつながるものを盛り込んでほしい。
- 自治会の加入率が低くなってきている。地域コミュニティ組織の活動を活発にする工夫について盛り込んでほしい。
- 市民同士の連携、コミュニティづくりやそのあり方について検討してほしい。
- スポーツ・レクリエーションへの取り組みについてしっかりと位置づけしてほしい。

*お寄せいただいたご意見等を踏まえ審議会では素案を作成しました

なぜ自治基本条例が必要かご存じですか?



ホンチョ君

一〇メモ
地方分権の進展と少子高齢化などの社会環境の変化に対応するため、新しい「まちづくり」のルールが必要になっていきます。

16ページでは各章の内容を解説します

1. 全体の構成

この条例は、前文のほか、7つの章から構成されています。第1章と第2章では、条例の目的や位置づけ、理念、原則などの基本的な事柄を総論的に述べています。第3章から第6章までは、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図るための考え方や仕組みについて各論的に述べています。このほか、条例の実効性の確保について第7章で述べています。

2. 章別の解説

【前文】

この条例の制定趣旨と、基本的な考え方を述べている部分です。越谷市の特性や発展可能性などについて明らかにし、どのようなまちづくりを目指すのかについて述べています。

【第1章 総則(第1条～第3条)】

条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることによって住みよい自治のまちを実現することを明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範(すべての条例や計画等の基本となること)として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

【第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条～第7条)】

人間尊重(一人一人が人間として尊重されること)や市民主権(市民が主役となってまちづくりをすすめること)を基本に自治のまちづくりに取り組むことを

自治の基本理念としています。また、①市民参加の推進、②協働の推進、③まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として掲げています。

【第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)】

人と人とのつながりを大切にし、協働によって自然、生活、歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、産業のそれぞれの分野で豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを目指すことを明らかにしています。越谷らしさ^④について述べた、この条例の大きな特色となる章です。

【第4章 市民・コミュニティ組織(第10条～第12条)】

市政に参加する権利、情報を知る権利、公平に行政サービスを受ける権利、子どもの権利など、市民の権利について明らかにするほか、市民相互の人権の尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの責務(責任を果たすことが望ましいこと)を明らかにしています。また、自治を推進するうえで大きな役割を担う地域「コミュニティ組織」と市民活動団体の役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことを明らかにしています。

【第5章 議会・行政(第13条～第21条)】

議会について、政策立案機能の向上や開かれた議会運営のほか、市民の代表である議員の責務について明らかにしています。また、市長について、市の代表者として公正、誠実な市政の執行と、効率的で効果的な行政運営を行うことなどを責務として明らかにしています。さらに、市職員について、法令等の遵守と能力の向上を責務としているほか、公益の損失を防止するための通報義務について明らかにしています。

そして、行政運営の原則として、①公正かつ公平な視点に立った効率的で透明性のある行政運営、②市民ニーズの把握に基づく行政サービスの向上、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案から評価のそれぞれの過程における説明責任、⑤自らの責任による法令等の自主解釈、⑥国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営や組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方を明らかにしています。

【第6章 参加と協働(第22条～第27条)】

市民のまちづくりへの参加のきっかけとなる行政評価について明らかにしています。また、市民の参加、協働の仕組み、市民の主體的な公共活動への支援についての基本的な考え方を明らかにしています。さらに、意見公募手続(パブリックコメント)と住民が市政に直接参加する究極の仕組みとも言える住民投票について明らかにしています。

【第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)】

自治の推進を図るため、市長の附属機関として自治基本条例推進会議を設置するとともに、この条例の改正にあたっては推進会議の意見を尊重することを明らかにしています



素案は、市ホームページ・情報公開センター(本庁舎1階・地区センター)男女共同参画支援センターでもご覧いただけます。

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条～第7条)
- 第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)
- 第4章 市民・コミュニティ組織(第10条～第12条)
- 第5章 議会・行政(第13条～第21条)
- 第6章 参加と協働(第22条～第27条)
- 第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)

前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことを期待しています。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、今、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

条例の目的と位置づけ、主な用語の定義について書いてあります



第1章 総則(条例の目的)

第1条 この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標および市政運営の基本的ルールおよび仕組み等、市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

- 1) まちづくり 市民生活の様々な分野における市民および市が関わるすべての公共活動および取り組みをいいます。
- 2) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。
- 3) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。
- 4) 行政 市長その他の執行機関をいいます。

まちづくり(自治)の基本となる考え方と進め方について書いてあります



第2章 自治の基本理念と基本原則(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市の政策や施策の立案、実施および評価それぞれ過程において、市民の参加が基本となるような市政の運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

まちのあるべき姿について書いてあります



第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりに努めます。

2 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりに努めます。

- 3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。
- 4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

まちづくり(自治)の主役である市民の権利・義務について書いてあります



第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

- 第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。
- 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。
- 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

(市民の責務)

- 第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。
- 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体)

- 第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。
- 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。
- 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

(危機管理)

- 第21条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。
- 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第6章 参加と協働

(行政評価)

- 第22条 行政は、効率的で効果的な市政運営を図るため、行政内部および外部による評価を実施します。
- 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

(市民の行政への参加)

- 第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。
- 行政は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。
- 行政は、前項の市民公募を行うにあたっては、障がい等により自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)

- 第24条 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。
 - 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を認識し、これを尊重・支援します。
- (市民の活動支援)**
- 第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

行政への参加や公共を担う仕組みについて書いてあります



第5章 議会・行政

(議会の役割と責務)

- 第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視および評価の充実に努め、公益の実現に努めます。
- 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。
- 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。
- 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

- 第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。
- 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。
- 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

- 第15条 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行します。
- 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。
- 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的で効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

(市職員の責務)

- 第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。
- 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益通報)

- 第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する

市政運営の仕組みについて書いてあります



る市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

(行政運営の原則)

- 第18条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。
- 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。
- 行政は、市政情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。
- 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

(財政運営)

- 第19条 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。
- 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(組織)

- 第20条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるような機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。
- 行政は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるように、必要に応じて見直しを図ります。

②「(仮称)越谷市自治基本条例」素案についての地区説明会を開催します

〈日時・会場〉 左表のとおり

日 時	会 場
1/24(土)、14:00~16:00	大袋地区センター
1/24(土)、14:00~16:00	大沢地区センター
1/24(土)、18:30~20:30	越ヶ谷地区センター
1/24(土)、18:30~20:30	南越谷地区センター
1/30(金)、19:30~21:30	大相模地区センター
1/31(土)、9:30~11:30	北越谷地区センター
1/31(土)、10:00~12:00	荻島地区センター
1/31(土)、14:00~16:00	新方地区センター
1/31(土)、18:30~20:30	蒲生地区センター
2/1(日)、9:30~11:30	桜井地区センター
2/1(日)、9:30~11:30	川柳地区センター
2/7(土)、9:30~11:30	出羽地区センター
2/14(土)、14:00~16:00	増林地区センター

*お住まいの地区以外の説明会にも参加できます

一越谷市制施行50周年記念事業一

①市民が創る新たな自治のルール

～素案説明&講演会～

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案について皆さんにお知らせし、まちづくり(自治)を考えるイベントを開催します。

- 〈日時〉 1月25日(日)、14:00~16:00
- 〈会場〉 中央市民会館 4階第13~18会議室
- 〈内容〉 講演テーマは「自治基本条例を活かすまちづくり」。講師は(財)地方自治総合研究所所長の辻山幸宣さん(手話通訳あり)
- 〈対象〉 160人(申込み順)

《①と②の申し込み方法》

メールまたはファクスに住所・氏名・電話番号・参加希望イベント(地区説明会は会場)を記入し下記へ(電話可)
 〈問合せ〉 企画課 ☎963-9112、FAX965-8028、メール10021100@city.koshigaya.saitama.jp

今後の取り組み

越谷市自治基本条例審議会では、地区説明会、意見公募手続(パブリックコメント)等でお寄せいただいたご意見を参考に、条例の内容についてさらに検討し、今年度中に市長に答申する予定です。その後、市では、答申の内容を踏まえ条例案を作成し、平成21年度の条例の制定を目指します。

🌸 フラワーコーナー 🌸



🌿 地場産野菜 🌿

季節の野菜を豊富に取りそろえています(冬はねぎ、山東菜、白菜、分けねぎ、くわい、小松菜、ほうれん草、大根、ブロッコリー、カリフラワー、水菜、春菊、里芋、かぶ、からし菜、ゆずなど)。毎朝、取れたての新鮮野菜が並びます。また、農業技術センターで栽培された新鮮野菜も人気を集めています。



います 🌾 今摺り米コーナー 🌾

地場産「コシヒカリ」「彩のかがやき」を中心に販売しています。最新鋭の精米機を導入しています。

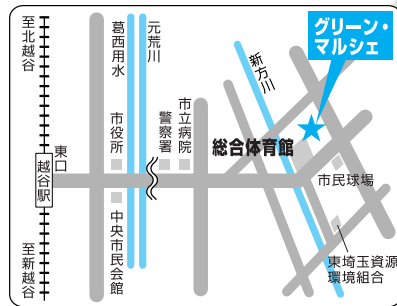


🌿 加工品コーナー 🌿



◎ その他の農産物直売所 ◎

- JA越谷市農産物直売所「ふれあいファーム」
営業時間：9:30~18:00(10月~3月は17:00)
定休日：毎週火曜日、年末年始
所在地：赤山町1-115 (JA越谷市本店内)
☎960-6180
- 越谷市農産物直売所蒲生店「とれとれの」
営業時間：10:00~18:00
定休日：毎週火曜日、年末年始
所在地：蒲生寿町4-9 (蒲生交流館わき)
☎961-6355



越谷産を食卓に 農産物直売所 「グリーン・マルシエ誕生」

市では、地域で生産された農産物を地域の中で消費する「地産地消」を推進しています。昨年11月にオープンした農産物直売所「グリーン・マルシエ(緑の市場)」は、生産者の顔が見える安全・安心な地場農産物を取り扱う店で、市民の皆さんと農業者の交流の場でもあります。どうぞご利用ください。

営業時間：午前9時30分~午後5時30分
定休日：毎週水曜日、年末年始(12月31日~1月4日)
所在地：増林2-66 ☎963-3003

『こしがや鴨ネギ鍋』の季節がやってきた!



心身ともに温まる「こしがや鴨ネギ鍋」

寒さも本格化し鍋のおいしい季節になりました。皆さん、『こしがや鴨ネギ鍋』をご存知でしょうか? 宮内庁埼玉鴨場にちなんだ「鴨」と「越谷ネギ」など地場産野菜を組み合わせた越谷オリジナルの鍋です。商工会青年部が「越谷にも名物を」との思いで考案、地域ブランドに育てるプロジェクトに取り組んできました。昨年1月に開催された「第4回彩の国鍋合戦」では、第2回大会に続き見事優勝。11月に川口で行われた「埼玉B級ご当地グルメ王決定戦」でも入賞を果たしました。

鴨肉はあまり口にしないとしますが、コレステロールが少なく、低カロリー、高タンパク。鉄分やビタミンB1も豊富です。また、ネギは古くから風邪のときの薬代わりに利用されるなど、疲労回復、スタミナアップにもってこい。「鴨(が)ネギ(を)しよっている」なんてネーミングも縁起が良いですよ?

現在、『こしがや鴨ネギ鍋』提供店は24店舗あります。店主厳選の鴨肉と越谷ネギを使用し醤油ベースのスープにするなど以外は店によって具材や隠し味は自由とのこと。

心身ともに温まり、縁起も良い『こしがや鴨ネギ鍋』、この冬、食べ比べをしてみるのも楽しいかも?

問 越谷市商工会事務局 Tel 9 6 6 - 6 1 1 1、ホームページ <http://www.kamonegi.jp/>

ときめき インタビュー



…プロフィール…

1974年1月26日東京生まれ。2005年越谷市に移り住む。1993年、投稿作品が講談社のコミック誌『アフタヌーン』主催の四季賞佳作に。その後漫画家・藤島康介氏に師事。2000年12月、イラストでプロデビュー。2002年1月、『Living Quarter』で漫画家デビューを果たす。以来、アニメや映画にもなった人気シリーズ『魔法遣いに大切なこと』、『フレフレ少女』などの作画を手がける。2008年9月、初の画集も発行された、いま注目の漫画家。

作品のイメージがふくらむ 越谷市の豊かな自然

市内北部、閑静な住宅街の一角に、若い人たちを中心に人気を集めている漫画家・イラストレーター、よしづきくみちさんのスタジオがあります。

姓はよしづき、名はくみち。変わったペンネームですね、というのと、「特に深い意味はありません。音の響きのおもしろさからいつのまにかこの名前になりました」

スタジオを越谷市に移して3年。交通の便もよく、駅前は思っていた以上に何でもそろっている。越谷はお気に入りのまちのようです。

「作品の中に自然を描くことが多いので、趣味のバイクで群馬や長野の山に出かけるにもバランスのいい場所なんです。市内にも自然は多いし、県立大学あたりには大きな風景があります。だから、ここを動かさたくないですね」

スタジオで6人のアシスタントと同じ釜の飯を食べながら、若者の心を癒すよしづきさん独特の優しい色使いのキャラクターたちが、次々に誕生しています。

プロの厳しさを学んだ アシスタント時代

よしづきさんは19歳のとき、漫画家への登竜門となる賞を受けたのがきっかけで、人気漫画家・藤島康介氏のアシスタントとしてプロへの道を歩きはじめました。そこは、修業の場というより、いきなり資料を渡されて、「これを描いて」という実戦の場でした。

当時は手で描く時代からパソコンで絵づくりをする時代への移行期。絵の具で四苦八苦した経験は今でもよしづきさんの作品づくりに役立っているそうです。しかし、そうした技術的なこともさることながら、原稿づくりに対する意識的なものを学んだことの方がもっと意義があったといいます。

「プロとアマの違いは、どの水準で自分自身が満足するかですよね。レベルを突き詰めてはじめてプロの原稿になる、ということを学んだことが一番の収穫でした」

まあ、この程度でいいか、と自分で安易な合格点を出せば、自身の首を絞めることになる厳しいプロの世界で、よしづきさんはやがて頭角を現して行きます。

漫画家は演出家でありカメラマンであり脚本家

技術も身につけ、そろそろ一人立ちできるかなと思いついたとき、『魔法遣いに大切なこと』(原作・山田典枝さん)の漫画化の話が出版社から舞い込みました。よしづきさん28歳のときのことでした。

原作者と相談しながら、主人公の魔法遣い・菊池ユメのキャラクターがつくられました。

原作(脚本)を独力で構成していく漫画家は、映画やドラマの演出家やカメラマンの役割を一人で

こなすようなもの。よしづきさんのみずみずしいイメージから生まれた可愛い魔法遣いは、たちまち中高生から20代の若者たちに受け入れられ、2003年にはテレビアニメ化。女優の宮崎あおいさんが主人公の声を演じました。

「魔法遣いに大切なこと」は、実写版で映画化されるほどの人気シリーズとなっています。

『フレフレ少女』は高校の応援団の取材から生まれた

映画化されたから漫画になった『フレフレ少女』は、春日部高校

応援指導部の取材を通して生まれた作品。女の子を主人公にすることで、古めかしい世界を現代にマッチさせたかったとのこと。

「2009年は物語の原作づくりをはじめ、さらなる挑戦をしたい」よしづきさんのスタジオからどんな新しいヒロインが生まれるのか、楽しみです。

2008年は作品がアニメ化や映画化もされた。2009年はさらにチャレンジしてみたい。



漫画家・イラストレーター よしづきくみちさん

「大きくなったら漫画家になりたい」。小学校の卒業文集に将来の夢を描いた少年が、夢に向かって走り続けた一本道。よしづきくみちさんが描く世界は、殺伐とした世相にあって、読者の心を優しさで満たす不思議な力を持っているようです。その創作の原点などをスタジオにお邪魔して伺いました。

●わくわく科学教室

◇ふわっと!とふづくり
日時: 2/1(日)10:00~12:00
対象: 小学生以上の親子10組
申込み: 1/20(火)9:00から
◇粉の不思議 手打ちうどんに挑戦!
日時: 3/1(日)10:00~12:00
対象: 小学生以上の親子12組
申込み: 2/20(金)9:00から



イベントガイド GUIDE

児童館ヒマワリ

☎986-3715

開館時間 9:00~17:00



休館日(1月~4月) 月曜日(祝日を除く) 1/27

●やってみようサタデーバイオ教室

日時: 2/14・4/11・7/11の土曜日(全3回)
①10:00~11:30 ②14:00~15:30
対象: 小学3年生以上(保護者同伴可)各回10人
内容: 全3回でセントポーリアの葉の植え付けから鉢上げまで、バイオテクノロジーを体験します
申込み: 1/20(火)9:00から



●わくわく人形劇

対象: 幼児(保護者同伴)・小学生以上150人
◇あいのみ文庫
日時: 2/8(日)14:00~15:00
申込み: 当日直接ヒマワリへ
◇人形劇サークル「たね」
日時: 3/26(木)14:00~15:00
申込み: 3/5(木)9:00から



冬の夜空・多彩な天文行事 開催中

●天体観望会 毎月第1土曜日
すばる、惑星、オリオン大星雲、春の宝石コルカロリなど見どころいっぱいです!
●プラネタリウム
土曜・日曜日、祝日は3回投影、平日は団体投影を受け付けています。
●学習投影観覧会
市内小学校4年生で、今年度学習投影を観覧したことがない児童が対象です。詳細は対象学校を通じて配布しますので、ご参照ください。

イベントガイド GUIDE

児童館コスモス

☎978-1515

開館時間 9:00~17:00



休館日(1月~4月) 月曜日(祝日を除く) 1/20

驚きと感動の科学教室

科学に関する楽しい実験を行いながら、学校では味わえない科学の不思議さや面白さを体験します。
●「オリジナルしおり」、「バルサ飛行機」、「銀のアクセサリ」、「電気パン」、「プラスチックプリズム」、「草木ぞめ」など、魅力的な科学クラブメニューを用意しています

一輪車クラブ発表会

コスモス一輪車クラブの子どもたちが、技の披露や音楽に合わせての演技を行います。
日時: 3/7(土)14:00~14:45

こんにちは赤ちゃん



日時: 2/6(金)10:00~11:30
内容: 運動機能の発達について(講師:保健センター作業療法士)
対象: 開催日当日、11カ月までの子と保護者30組
申込み: 1/23(金)9:00から

●おもしろ科学教室

Table with 2 columns: 日時 (1/18(日) 2/15(日)), 内容 (葉脈標本のオリジナルしおりを作ろう), 対象 (小学生以上各回20人), 参加費 (100円 150円), 申込み (受け付け中)

●ミルキーママスクール

Table with 2 columns: 日時 (3/13(金)10:00~11:00), 内容 (言葉の発達について), 対象 (開催日当日、2歳未満の子を持つ保護者25人), 申込み (2/27(金)9:00から)

●プラネタリウム

Table with 2 columns: 日時 (3/15(日)まで), 内容 (冬の星空と古代遺跡の謎), 対象 (土曜・日曜日、祝日), 観覧料 (小学生以上 1人1回100円)

●子どもクラフト教室

Table with 2 columns: 日時 (3/8(日)10:00~12:00), 内容 (銀のアクセサリを作ろう), 対象 (小学生以上15人), 参加費 (400円), 申込み (2/22(日)9:00から)

●天体観望会

Table with 2 columns: 日時 (2/7(土)18:30~20:00), 内容 (冬の星空探訪), 対象 (小学生~大人各回50人), 申込み (1/24(土) 2/21(土) 9:00から)

●ふれあい科学教室

Table with 2 columns: 日時 (1/25(日) 2/22(日)), 内容 (プラスチックプリズムを作ろう), 対象 (小学生と保護者各回10組), 参加費 (300円 200円), 申込み (受け付け中)

●日時・内容については一部変更になる場合があります。毎月発行の「コスモスだより」でご確認ください
*事前に予約が必要な行事については、受付初日の午前中は電話のみの受け付け、午後からは、窓口でも受け付けます
*定員のある行事は申込み順になります
*参加費は材料費等になります

●親子であそびましょう!

Table with 2 columns: 日時 (2/25(水)10:00~11:30), 内容 (おひなさま作り), 対象 (未就学児と保護者), 申込み (当日自由参加)

●サイエンスタイム

Table with 2 columns: 日時 (土曜日、祝日), 内容 (サイエンスマジック), サイエンスショー (日時: 土曜日、祝日 13:30~13:45), サイエンスクラフト (日時: 日曜日 13:30~13:50)

●アニメ映画 (月替わりで上映します)

Table with 2 columns: 日時 (土曜・日曜日、祝日), 内容 (モーーツァルト・ワシントン)

のびのび親子教室

Table with 2 columns: 日時 (2/6(金)10:30~11:30), 対象 (市内在住の2歳児と保護者25組), 申込み (1/21(水)9:00から)

やんちゃたいむ

Table with 2 columns: 日時 (2/19(木)10:30~11:30), 対象 (市内在住の3歳以上の幼児と保護者25組), 申込み (2/6(金)9:00から)

おもしろバイオ体験

Table with 2 columns: 日時 (2/15(日)13:30~14:30), 対象 (小学生以上), 申込み (当日先着順)

春休み親子工作教室

Table with 2 columns: 日時 (3/21(土)9:30~15:00), 対象 (小学生以上の親子6組), 申込み (3/5(木)9:00から)

楽しくいい汗がこころ!こどもジャズダンス教室

Table with 2 columns: 日時 (2/7・14・21・28の土曜日), 対象 (幼児5歳以上), 申込み (1/20(火)9:00から)

ミルキーママ・スクール

Table with 2 columns: 日時 (2/12(木)10:30~11:30), 対象 (市内在住の3カ月~1歳6カ月の乳幼児), 申込み (1/20(火)9:00から)

子育て広場 あつまれ!0歳児

Table with 2 columns: 日時 (2/3(火)10:00~11:00), 対象 (市内在住の0歳児と保護者20組), 申込み (1/22(木)9:00から)

子育て広場 あつまれ!1歳児

Table with 2 columns: 日時 (3/3(火)10:00~11:00), 対象 (市内在住の1歳児と保護者20組), 申込み (2/21(土)9:00から)

歌のおねえさん&歌のおかあさん~こどもコンサート

Table with 2 columns: 日時 (3/15(日)14:00~15:00), 対象 (幼児), 申込み (3/5(木)9:00から)

親子リトミック教室

Table with 2 columns: 日時 (2/13・20・27の金曜日), 対象 (市内在住の1歳児と保護者20組), 申込み (1月22日(木)必着までに)

●平成21年度前期クラブ員募集

Table with 4 columns: クラブ名, 日時, 対象, 申込

「くもんの先生」をはじめませんか。

●実子の学習は無料 ●充実した研修制度 ●安心のサポート体制

KUMON logo and contact information: 日本公文教育研究会, TEL 0120-834-414

Table with 2 columns: 会場, 日程



あきらめないで その悩み 解決 できます!!

越谷総合相談センター (埼玉司法書士会) 048-962-0226

ヤマハ音楽教室/英語教室

YAMAHA 特約店 和幸楽器 越谷店 TEL 048-964-8411

リハビリなんでも相談

月に1回、理学療法士がリハビリについての相談をお受けします。
 日 時：毎月第1木曜日
 (4月は9日(木))
 9:30~11:00
 場 所：機能回復訓練室
 内 容：機能回復訓練室の機器の使用
 方法や日常生活における機能
 訓練、腰痛予防、筋力や体力
 向上などのアドバイスをいた
 します
 対 象：市内在住で60歳以上の方、ま
 たは保健センターの指導のあ
 った方8人(先着順)
 費 用：無料
 申込み：当日直接会場へ

ゆりのき荘を一部ご利用になれない日

- 2/12(木) 終日 教養娯楽室一部 新春カラオケ大会のため
- 2/15(日) 終日 浴室 設備点検のため
- 2/28(土) 終日 教養娯楽室 増林地区老人クラブ
連合会新年会のため

イベントガイド
GUIDE 開館時間 9:30~16:00
老人福祉センター
ゆりのき荘
 ☎992-6601 343-0011 増林3-2-2

ふれあいデー(一般開放日)

日 時：毎月第3土曜日
 9:30~16:00
 内 容：卓球、ペイゴマなど
 対 象：市内在住の方ならどなたでも
 ご利用になれます
 費 用：無料

ゆりのき祭

日 時：1/21(水)~24(土)
 9:30~16:00
 (24日(土)は15:00まで)
 内 容：ゆりのき荘で活動している
 クラブの発表会および展示
 対 象：市内在住の方ならどなた
 でもご覧になれます

休館日	2月	2(月)・9(月)・16(月)・23(月)
	3月	2(月)・9(月)・16(月)・23(月)・30(月)
	4月	6(月)・13(月)・20(月)・27(月)

ふれあいデー(一般開放日)

日 時：2/8・3/8・4/12の日曜日
 内 容：入浴や卓球、ゲーブルゲームなど
 * 2/8 12:00~13:00
 キッズクラブ(朗読)
 対 象：市内在住の方ならどなたでも
 ご利用になれます
 費 用：無料

けやき祭(クラブ発表会)

日 時：2/19(木)~22(日)
 時 間：展示部門 19(木)~22(日) 9:30~16:00
 (19日は12:00から、22日は15:00まで)
 演出版門 20(金)~22(日) 10:00~15:00
 お茶会 20(金)・22(日) 10:00から
 対 象：市内在住の方ならどなたでも
 ご覧になれます

けやき荘を一部ご利用になれない日

- 1/17(土) 午前中教養娯楽室 越谷市老人クラブ連合会
新年会のため
- 3/6(金) 午前中教養娯楽室 越谷市老人クラブ連合会
役員会・指導者研修会のため
- 3/8(日) 終日教養娯楽室 越谷市健康マラソン祭のため
- 3/18(水) 午前中 浴室 消防訓練のため
- 4/11(土) 終日教養娯楽室 けやきグランドゴルフクラブ総会のため

休館日	2月	1(日)・9(月)・11(祝)・15(日)・23(月)
	3月	1(日)・9(月)・15(日)・20(祝)・23(月)・29(日)
	4月	5(日)・13(月)・19(日)・27(月)・29(祝)

イベントガイド
GUIDE 開館時間 9:30~16:00
老人福祉センター
けやき荘
 ☎965-5822 343-0852 新川町2-55

ハッポちゃん体操講習会

日 時：1/20(火)・21(水)・27(火)・28(水)・29(木)
 全5回 14:30~15:00
 内 容：ハッポちゃん体操をゆっ
 くり覚えます
 対 象：市内在住の60歳以上の方
 費 用：無料
 申込み：当日直接けやき荘へ。運
 動のしやすい服装でご参
 加ください

健康講座

日 時：2/10(火) 13:00~14:00
 講 師：老人福祉センターけやき荘
 川村成子看護師
 内 容：元気になるツボ教えます!
 ー講話と実技ー
 対 象：市内在住の60歳以上の方
 費 用：無料
 申込み：当日直接けやき荘へ

温水プール

【公開時間】 最終遊泳時間
 1部：9:30~12:00(11:45)
 2部：13:00~15:30(15:15)
 3部：16:00~18:30(18:15)
 4部：19:00~21:30(21:15)
 *公開時間は、プール受付開場時間から更
 衣室利用終了時間まで
 *各部では開始1時間後に10分間の休憩
 時間があります
 *毎週木曜・日曜日、リラクゼーションプールは、メンテナンス
 のため21:00で終了となります

【利用料金】
 大人400円、小・中学生300円、60歳以上200円
 *60歳未満の障がい者は、半額の利用料金です
 *3歳未満の方は利用できません
 *車いすの方もご利用になれます
 *年齢を問わず、排せつが自立していない方は入場できません

一部施設の利用休止のお知らせ

- 東埼玉資源環境組合の設備点検等による温水供給が停止するため
- 温水プール
 - ① 2/15(日) 終日
 - ② 2/17(火) 第1部
 - トレーニングルーム更衣室シャワー
 - ① 2/15(日) 終日

イベントガイド
GUIDE 開館時間 9:30~21:30
いきいき館
越谷市民プール
 ☎992-6602 343-0011 増林3-2-2

トレーニングルーム

【利用時間】 9:30~21:30 (最終入場時間 20:30)
 *初めての方は講習会(予約制)を受講しないと利用できません。
 講習会開催日：開館日の①14:00から、②19:00からの2回、
 40分程度です
【利用料金】
 一般 1回400円、60歳以上 1回200円
 *小・中学生は利用できません

休館日	2月	2(月)・9(月)・16(月)・23(月)
	3月	2(月)・9(月)・16(月)・23(月)・30(月)
	4月	6(月)・13(月)・20(月)・27(月)

ふれあいデー(一般開放日)

日 時：2/15(日)・3/15(日)・4/19(日)
 9:30~16:00
 内 容：映画「男はつらいよ」上映
 (10:10から、13:10からの2
 回上映)
 ビリヤード、卓球
 * 2/15(日) 11:45~12:45
 松乃こずえ(越谷市出身の
 演歌歌手)のミニコンサート
 対 象：市内在住の方ならどなたでも
 ご利用になれます
 費 用：無料

くすのき荘を一部ご利用になれない日

- 1/17(土) 終日 教養娯楽室 新方老人クラブ
連合会新年会のため
- 3/13(金) 午前中 浴室 消防訓練のため

イベントガイド
GUIDE 開館時間 9:30~16:00
老人福祉センター
くすのき荘
 ☎979-6600 343-0005 大杉655

生活・健康相談

日 時：開館日の10:00~15:00
 対 象：60歳以上の方

健康講座

日 時：3/19(木) 10:00~12:00
 講 師：老人福祉センターくすのき荘
 金子信子看護師
 内 容：乳がんの早期発見について。
 簡単なストレッチ体操
 対 象：市内在住の60歳以上の方25人
 (申込み順)
 費 用：無料
 申込み：3/5(木)~12(木)(電話可)

休館日	2月	2(月)・8(日)・11(祝)・16(月)・22(日)
	3月	2(月)・8(日)・16(月)・20(祝)・22(日)・30(月)
	4月	6(月)・12(日)・20(月)・26(日)・29(祝)

*掲載内容は都合により変更になる場合があります。詳しくは、ゆりのき荘・越谷市民プールへお問い合わせください

*掲載内容は都合により変更になる場合があります。詳しくは、けやき荘・くすのき荘へお問い合わせください

あなたの街の電気の便利屋です。

電気の事でお困りでしたら
 いっつもご相談ください。

例えば：**スイッチ・コンセントの交換・増設**
高くて届かない所のランプの交換
エアコンの取り付けなど
照明器具の交換・増設
火災報知器の点検・修理 などなど

地元越谷で実績・信頼のハラサカ電気
有限会社 ハラサカ電気
 越谷市大沢1-13-15 TEL 048(976)3591
<http://www.harasaka.jp>

ピアノ百貨

国内外ブランドピアノを
 弾いて遊べる!!

0120-755-299

越谷市大沢1-14 越谷東ビル 3Fピアノフロア
 越谷駅前13番地2F TEL 048-976-2299
 (休日は休業)

<http://www.piano360.com>

日本の伝統を今に伝える
ひな人形

ひな人形の佐倉

048-961-6333
 越谷市東町3-205-1 専用駐車場あり
 越谷レイクタウンそば

働く。学ぶ。放送大学

放送大学は国により設置された遠隔教育大学です
東京足立学習センター
 足立区千住5-13-5 宇比アビ21(6階)
 (北千住駅西口から徒歩15分)

約8万人(15歳~90歳)の
 仲間が全国で学ぶ遠隔制
 の大学です。
 もうすでに4万人以上の大
 が大学卒業資格(学士)を
 取得しています。

相談窓口：03-5244-2760

大学説明会開催
 2月21日(土) 13時~15時
 同時開催：ミニ講座「生涯学習とインターネット」

募集要項：無料送付中
 願書受付：平成21年2月28日(土)まで
<http://www.adachi-sc.jp>

こしがや行事予定

日程は変更になる場合があります
 時間などのお問い合わせは広報広聴課 ☎963119117へ
越谷50は市制施行50周年記念事業です

2月

- 越谷50** なわとび大会 ■ 1日(日) 総合体育館
- 豆まき ■ 3日(火) 大聖寺(相模町)
- 越谷50** 市展 ■ 6日(金)～12日(木) 中央市民会館
- 越谷50** 消防音楽隊定期演奏会 ■ 8日(日) サンシティ
- こどもエコクラブ交流会 ■ 10日(火) 児童館ヒマワリ
- 越谷50** 体育賞表彰式&スポーツ講演会 ■ 15日(日) 中央市民会館
- 野島地藏尊の大開帳 ■ 24日(火) 浄山寺(野島)



なわとび大会



市展

3月

- 越谷50** 郷土芸能祭 ■ 1日(日) サンシティ
- 花の展覧会 ■ 4日(水)～6日(金) 市役所1階ロビー
- 越谷50** 市制施行50周年記念ファイナルイベント ■ 7日(土)・8日(日) サンシティ
- 越谷50** 梅まつり ■ 7日(土)・8日(日) 越谷梅林公園
- 越谷50** 健康マラソン祭 ■ 8日(日) 県民健康福祉村
- 桜まつり ■ 下旬～4月上旬 北越谷元荒川堤



花の展覧会



梅まつり



4月

- 出羽チューリップコミュニティフェスタ2009 ■ 5日(日) 出羽公園
- 不動橋こいのぼりフェスティバル ■ 29日(祝) 不動橋スポット広場
- 苗木の無料配布 ■ 下旬 中央市民会館東側広場



苗木の無料配布



不動橋こいのぼりフェスティバル

INSIDE STORY 楽屋裏

昨年、越谷市は市制施行50周年を迎えました。わたしも50歳という節目の年でした。あのスーパースターが巨人軍に入団し、東京タワーが完成した年の生まれです。現在、新タワーの建設も始まっています。わたしも新たな半世紀に向かって、もう一歩踏み出そうと思っています。

(は)